

第 34 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------|---------|---------|--|----------|---------|---------|--|
| 開 催 年 月 日 | 令 和 5 年 3 月 24 日 | | | | | | | |
| 開 催 場 所 | 行 田 市 役 所 305A 会 議 室 | | | | | | | |
| 開 議 時 刻 | 9 時 00 分 | | | | | | | |
| 閉 議 時 刻 | 9 時 52 分 | | | | | | | |
| 会 長 | 大関守宏 | | 会長代理 | | 島田勇・藤間光治 | | | |
| 農 業 委 員 出 席 状 況 | 議席 番号 | 氏 名 | 摘 要 | | 議席 番号 | 氏 名 | 摘 要 | |
| | 1 | 國 島 健 一 | 出○席 欠 席 | | 9 | 町 田 実 | 出○席 欠 席 | |
| | 2 | 島 田 勇 | 出○席 欠 席 | | 10 | 藤 間 光 治 | 出 席 欠○席 | |
| | 3 | 大 関 守 宏 | 出○席 欠 席 | | 11 | 中 村 賢 一 | 出○席 欠 席 | |
| | 4 | 伊 東 普 丈 | 出○席 欠 席 | | 12 | 新 井 健 一 | 出○席 欠 席 | |
| | 5 | 寺 田 浩 市 | 出 席 欠○席 | | 13 | 太 田 浩 | 出○席 欠 席 | |
| | 6 | 長 谷 部 明 | 出○席 欠 席 | | | | | |
| | 7 | 石 井 幸 壽 | 出○席 欠 席 | | | | | |
| | 8 | 宮 崎 薫 | 出○席 欠 席 | | | | | |

| 農地利用最適化推進委員出席状況 | 地区番号 | 氏名 | 摘要 | 地区番号 | 氏名 | 摘要 |
|-----------------|------|-------|--------|------|-------|--------|
| | ① | 瀧田孝市 | 出○席 欠席 | ⑪ | 福田栄 | 出○席 欠席 |
| | ② | | | ⑫ | 門倉浩一 | 出○席 欠席 |
| | ③ | | | ⑬ | 秋山玉江 | 出○席 欠席 |
| | ④ | | | ⑭ | 小川勢津雄 | 出○席 欠席 |
| | ⑤ | | | ⑮ | 椛田佳克 | 出○席 欠席 |
| | ⑥ | 野中 實 | 出○席 欠席 | ⑯ | | |
| | ⑦ | 赤羽 修一 | 出○席 欠席 | ⑰ | | |
| | ⑧ | | | ⑱ | | |
| | ⑨ | | | ⑲ | | |
| | ⑩ | | | ⑳ | | |
| 関係者 | | | | 書記 | 局長 | 前島伸行 |
| | | | | | 次長 | 広田敦史 |
| | | | | | 主任 | 赤城太郎 |
| | | | | | | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p> | <p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局次長</p> | <p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、宮崎委員、町田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、赤羽推進委員には一時退席をお願いいたします。 （赤羽推進委員一時退席）</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、6件となっております。</p> <p>進行番号1と2は関連がございまして、お互いの農地を交換するものでございます。進行番号1は、皿尾〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する下須戸字内土手〇〇〇番、地目：田、507㎡を下須戸〇〇〇番地〇〇〇〇さんへ、進行番号2は、〇〇〇〇さんが所有する下須戸字内土手〇〇〇番、地目：田、595㎡を〇〇〇〇さんへと交換するものでございます。理由としましては、それぞれ取得する農地の隣接地を耕作していることから経営の効率化を図るため所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の東に位置する下須戸地内の農振農用地でございます。</p> <p>次の進行番号3と4も関連がございまして、犬塚〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが経営の拡大を図ろうとするものでございます。</p> <p>進行番号3は、東京都豊島区巣鴨〇丁目〇〇番〇号〇〇〇〇さんが所有する犬塚字原西〇〇〇番、地目：田、1,392㎡外8筆、計9,607㎡を売買により所有権の移転を行い、進行番号4は、北本市本宿〇丁目〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する犬塚字反町〇〇〇〇番〇、地目：田、710㎡について、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。県道上中条斎条線の北に位置する犬塚地内のご覧の農地でございます。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|---|--------------|--|
| <p>『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p> | <p>新井委員</p> | <p>申請があったものでございます。 申請人は、市内の実家で生活しておりますが、結婚を機に独立しようと住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。見沼代用水の西に位置する荒木地内の集落内農地でございます。 以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 3 月 2 0 日、現地調査をしていただいておりますので、新井委員にご報告をお願いいたします。</p> |
| | <p>議長</p> | <p>去る 3 月 2 0 日、私と太田委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| | <p>議長</p> | <p>事務局から議案第 2 号についての説明及び新井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 (なし)</p> |
| | <p>議長</p> | <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)</p> |
| | <p>事務局次長</p> | <p>挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。 次に、『議案第 3 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の 2 ページをお願いいたします。議案第 3 号は、6 件となっております。 進行番号 1 でございますが、東京都清瀬市中清戸〇丁目〇〇〇番地〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん外 1 名が、祖父である長野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する長野字毘沙門〇〇〇〇番〇、地目：畑、4 6 8 m²について、使用貸借により住宅 1 棟、8 1. 1 5 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、都内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供が産まれたことを機に実家の近くで住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請</p> |

地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。さきたま古墳公園の北東に位置する長野地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号2でございますが、熊谷市大塚〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、忍〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する谷郷字新田〇〇〇〇番〇、地目：田、493㎡について、売買により住宅1棟、82.81㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、熊谷市で夫と夫の両親と生活しておりますが、介護疲れなどの理由により暮らしを別にすることとなったことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道行田市停車場酒巻線の東に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、鴻巣市箕田〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇 〇〇さんが、真名板〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが所有する真名板字中宮〇〇〇〇番〇、地目：畑、383㎡について、売買により住宅1棟、75.36㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭となってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の北に位置する真名板地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、藤間〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、伯父である藤間〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する藤間字五ノ口〇〇〇番〇、地目：畑、40㎡について、使用貸借により住宅1棟、60.52㎡を建築するための敷地の進入路にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、申請地に隣接する実家で生活しておりますが、建物の老朽化が激しいことから住宅の建て替えを計画したところ、建築基準法の道路に接道されていないことが判明しました。このままでは建て替えが出来ないことから伯父に相談したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。星川の東に位置する藤間地内の集落に接する農地でございます。

| | | |
|--|------|--|
| | 太田委員 | <p>なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると面積は334.40㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号5でございますが、谷郷〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇 代表取締役〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん外3名がそれぞれ所有する佐間字聖天木〇〇〇〇番〇、地目:田、488㎡ 外2筆、計1,136㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、市内に事務所を置き、土木業を営んでおりますが、業務も忙しく、資材置場も手狭になってきたと感じておりました。そこで既存資材置場の隣接土地所有者に相談したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。県道上中森鴻巣線の西に位置する集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号6でございますが、戸田市笹目南町〇〇番〇号 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇〇さんが、関根〇〇〇番地〇ー〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する関根字蓮ヶ原〇〇〇番〇、地目:畑、478㎡ 外2筆、計1,121㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、埼玉県内で土木工事業を営んでおりますが、今回、田から畑にすることを目的に農地改良を行うものでございます。</p> <p>申請地ではこれまで稲を作付けしてきましたが、耕作者によると、機械が大型なため、田として耕作するには狭く、また、隣接する道路が崩れるなどのクレームもあることから、盛土して畑として利用したいとのことであり、改良後は麦を作付けするとのことでございます。</p> <p>工事期間は6ヵ月を予定しており、申請書には隣接地権者の同意書が添付されております。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。星川の東に位置する関根地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る3月20日、現地調査をしていただいておりますので、太田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る3月20日、私と新井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> |
|--|------|--|

| | | |
|-------------------------------|-------|--|
| | 議長 | <p>事務局から議案第3号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> |
| 『議案第4号』 | 議長 | <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について | 議長 | <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第4号』生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> |
| | 事務局次長 | <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従業者等についての証明願について」ご説明申し上げます。</p> <p>行田市城西〇丁目〇-〇〇 〇〇 〇〇さんから、生産緑地に指定されている持田〇丁目〇〇〇〇番外2筆、地目：田、3, 375㎡について、営農者である〇〇 〇〇さん自身の病気により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対し買取りの申出をしようとするものでございます。</p> <p>本証明は、生産緑地を解除する申請の際に必要な書類となっており、申請人が農業の主たる従事者であったかどうかを判断して証明するものでございます。農地基本台帳を参考に農業経営の調査を行った結果、証明相当であると判断したためご提案するものでございます。</p> <p>場所については位置図の12ページをお願いいたします。持田〇丁目のご覧の市街化区域内の農地でございます。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わります。</p> |
| 『議案第5号』 | 議長 | <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> |
| 農用地利用集積計画 | 議長 | <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第5号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> |

| | | |
|-------------|--|---|
| <p>について</p> | <p>事務局次長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>議案第5号 「農用地利用集積計画」についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされており、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。今回の利用権設定は農地中間管理事業に基づくものであり、6月15日を開始日とするものでございます。</p> <p>件数が多いため、個々の案件につきましては、後ほど御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第5号「農用地利用集積計画について」によりご説明させていただきます。</p> <p>(1) 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係についてですが、別紙19ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明いたします。恐れいりますが、19ページをご覧ください。</p> <p>まず、申し出のあった総件数は、19ページの一番右下、107件、面積の合計は、55万2,544㎡となっております。</p> <p>次に、設定期間ごとにご説明いたします。</p> <p>1番上の表の期間設定が1年から4年の短期設定につきましては、賃貸借権、使用貸借権いずれもございません。0でございます。</p> <p>2番目の表の5年を超え8年までの中期設定につきましては、賃貸借権が、新規のみで、1件、面積2万2,054㎡でございます。使用貸借権は0でございます。</p> <p>3番目の表の9年以上の長期設定につきましては、賃貸借権が、新規97件、面積48万335㎡、再設定2件、面積8,322㎡、計99件面積48万8,657㎡でございます。使用貸借権につきましては、新規のみで、7件、面積4万1,833㎡、でございます。</p> <p>全体として、新規105件、面積54万4,222㎡、再設定2件、面積8,322㎡、計107件、面積55万2,544㎡となっております。</p> <p>以上で、議案第5号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>事務局から議案第5号についての説明がございました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第5号につきまして原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第5号は承認することといたします。</p> |
|-------------|--|---|

| | | |
|---|---|---|
| <p>『議案第 6 号』 農用地利用配分計画 (案) について</p> | <p>議長 事務局次長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>次に、『議案第 6 号』農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限が適用されますので、石井委員、中村委員、新井委員には、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（関係委員一時退席）</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 6 号「農用地利用配分計画（案）」についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 3 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 5 号でご審議いただきました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が借り受けた農地につきまして、今度は、農地中間管理機構から借り受け希望者へ貸し付けるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市農政課より農用地利用配分計画案の意見照会があったため、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>件数が多いため、個々の案件につきましては、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第 6 号「農用地利用配分計画（案）について」によりご説明させていただきます。</p> <p>別紙 29 ページ～ 31 ページの「農用地利用配分計画（案）集計表」をご覧ください。</p> <p>下須戸〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 外 14 名と 9 法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。</p> <p>借受希望者へ貸付を行う総筆数は、31 ページの表の一番右下、515 筆、面積の合計は、60 万 1,064 ㎡となっております。内訳としましては、賃貸借 457 筆、面積 55 万 8,088 ㎡、使用貸借 58 筆、面積 4 万 2,976 ㎡でございます。設定期間は、新規設定については、すべて 10 年であり、転貸については、残存期間となっております。</p> <p>以上で、議案第 6 号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>事務局から議案第 6 号についての説明がございました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 6 号につきまして原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 6 号は承認することといたします。退席した委員の入室を求めます。</p> |
|---|---|---|

| | | |
|--------------|-----------------------|--|
| <p>報告事項</p> | <p>議長</p> | <p>(関係委員入室)</p> <p>退席した委員に申し上げます。議案第6号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議長</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、3件の届出があり、転用目的は、住宅敷地、分譲住宅敷地でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、6件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>議長</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> |
| <p>6 その他</p> | <p>事務局長</p> <p>主任</p> | <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について (3/23 現在) ・ 農業委員会改選における留意事項について ・ 推進委員候補者選考委員について (8名決定) ・ 農業委員候補者選考委員の推薦について (会長に決定) <p>主任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の改正について ・ 令和6年度県農地利用の最適化施策に対する意見について (5/25 締切) ・ 令和4年度農地利用最適化推進1・1・1運動の報告について (4/25 締切) ・ 令和5年度総会日程について |

| | | |
|------|------|---|
| 7 閉会 | 事務局長 | 以上をもちまして、第34回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (9:52) |
|------|------|---|

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....